

総務部運営細則

(総 則)

第1条 この細則は、公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第18条第2項に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の議決を経て、変更することができる。

(活 動)

第2条 総務部は、規則第19条第1項に定める事項を掌り、以下の業務を行う。

- (1) 関係団体との連絡調整に関すること
- (2) 社員総会および理事会に関すること
- (3) 定款、規則、細則、内規およびその他法規に関すること
- (4) 選挙の開票に関すること
- (5) 予算および決算に関すること
- (6) 広報に関すること
- (7) ホームページの管理運営に関すること
- (8) その他、他の部に属さないこと

(構 成)

第3条 総務部の構成員は、部長1名、副部長1名、および部員数名とする。

2 役職者の職務は次の通りとする。

- (1) 部長は総務部を代表し、部の活動を総括する。
- (2) 副部長は部長を補佐し、部長に事故のあるときまたは欠けたときは部長の職務を代行する。

(役職者および部員の選任)

第4条 部長、副部長、部員の選出方法は、規則第24条の定めにより、次のとおりとする。

- (1) 部長は、規則第24条第2項の定めによる。
- (2) 副部長は、規則第24条第4項及び第5項の定めにより、部員の中から部長が選任し、会長が委嘱する。
- (3) 部員は、規則第24条第4項及び第5項の定めにより、学会員の中から部長が選任し、会長が委嘱する。公募による場合は、学会誌において公告を行い、希望した学会員の中から部長が選任する。

(役職者および部員の任期)

第5条 部長，副部長および部員の任期は規則第24条第7項の定めにより2年とし，再任を妨げない。

(部会)

第6条 部会は部長が招集し，原則として社員総会前と理事会前に開催する。また，部長は，必要に応じて文書あるいは電子メールをもって部員の意見を徴し，部会の開催に代えることができる。

(部員の職務)

第7条 総務部に，庶務・財務・広報の各担当を置く。

- 2 庶務担当は，第2条第1項，第2項，第3項，第4項および第8項に関する業務を行う。
- 3 財務担当は，第2条第5項に関する業務を行う。
- 4 広報担当は，第2条第6項および第7項に関する業務を行う。

附則

この細則は，平成23年8月30日に新規制定したもので，理事会の議決のあった日（平成23年8月30日）から施行する。

附則（平成24年8月28日理事会議決）

この細則は，平成24年8月28日に一部改定したもので，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。